

令和3年度介護報酬改定

特集 感染症や災害への対応力強化が重点対策に

第1章 介護報酬改定内容について

令和3年度介護報酬改定が行われ、4月1日より施行された。今回の改定では、全てのサービスの基本報酬が引き上げられ、全体の改定率は0.70%のプラス改定となった。また、令和3年4月から9月末までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として全てのサービスの基本報酬について、0.1%上乘せされる。

今回の改定では、「**感染症や災害への対応力強化**」が重点的な対策として取り上げられたことが注目される。

一方、栄養管理に関する改定では、リハビリテーション、口腔ケア、栄養管理の各専門職の連携が重視され、栄養マネジメントの強化が図られた改定となっている。

令和3年度介護報酬改定の概要

改定の基本的な考え方

- ① 感染症や災害への対応力強化
- ② 地域包括ケアシステムの推進
- ③ 自立支援・重度化防止の取組の推進
- ④ 介護人材の確保・介護現場の革新
- ⑤ 制度の安定性・持続可能性の確保

● 全体の改定率は+0.70%

※うち、(令和3年9月末までの間)新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.05%

● 全てのサービスの基本報酬を引き上げる

※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある

● 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする

感染症や災害への対応力強化の内容について

新型コロナウイルス感染拡大やたびたび発生する昨今の大規模自然災害における介護サービスの被災状況を踏まえ、感染症や災害発生時も安定的・継続的に必要な介護サービスが提供できるよう施設での感染症対策委員会の開催の強化など運営基準などが見直された。

具体的な改定内容

① 感染症対策の強化

概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施。
- その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等。

② 業務継続に向けた取組の強化

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。



POINT ガイドラインを基に業務継続計画(BCP)の策定が重要。

③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

概要・算定要件

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。

ア より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。

イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間、基本報酬の3%の加算を行う。

現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。

単位数

<改定前> なし

<改定後>

ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、現行の通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬
通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、現行の通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬

イ 基本報酬の100分の3の加算(新設)

引用元:厚生労働省「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」

第2章 栄養補助食品を活用した災害対策事例 -施設の災害対応事例報告 被災体験から考えるこれからの備蓄のあり方-

社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設みやうち 主査 管理栄養士 田中朱美先生

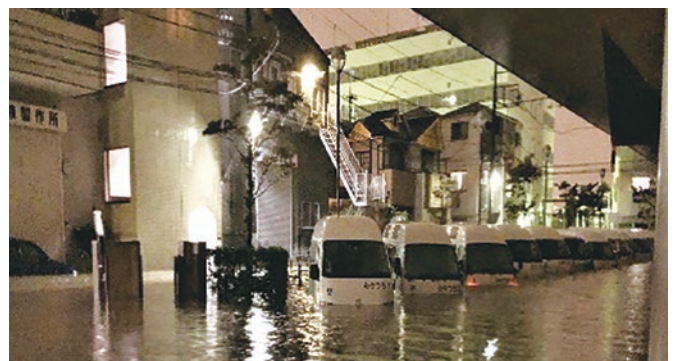
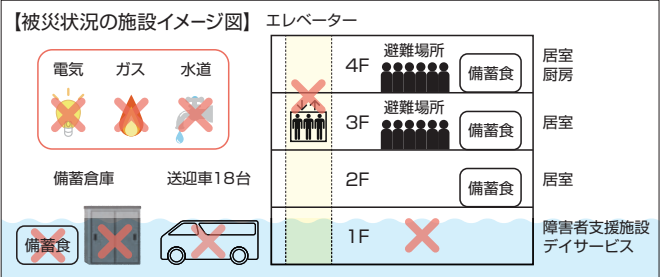
介護施設などが被災した際に大きな問題となるのが利用者への食事の提供である。神奈川県川崎市にある社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設みやうちは、2019年10月12日から13日にかけて台風19号による大雨の浸水被害を受け、ライフラインが断たれたことにより食事の提供が難しい状況に陥った。しかし、当施設では、以前から摂食嚥下機能が低下した人向けにローリングストック方式で、ゼリータイプの栄養食品やカップタイプの流動食を備蓄し、それらを普段から活用していたため、被災時に備蓄食品をフル活用することで難局を乗りきることができたという。当施設の主査 管理栄養士 田中朱美先生に当時の状況について伺った。



① 台風19号による浸水被害の状況

当施設は、2019年10月12日から13日にかけて台風19号による浸水被害を受けました。終日降り続いた大雨で多摩川にそそぐ支流及び本流からの逆流により1.5mを超える浸水で4階建ての1階部分が水没し、1階にある障害者支援施設、デイサービスラウンジ、総合事務室が壊滅的被害にあいました。屋外の備蓄倉庫、物置、送迎車も水没し、送迎車は18台すべてが廃車を余儀なくされました。一部の備蓄食品や行事で使用する備品も使用不可能となりました。幸い高齢者施設の備蓄は、2階3階4階と分散して保管していたため被害を免れました。厨房も4階にあるため被害は受けませんでした。電気、ガス、水道のライフラインが絶たれ、施設内は一時電話(内線)やエレベーターも使えなくなりました。

2階の利用者にはエレベーターが復旧するまでの概ね3日間、3階、4階に避難していただきました。その間、幸いにも体調を崩された利用者はいませんでした。



↑写真1 水没した車両

② 被災時の施設の動きと食事提供

2019年10月12日(土)

10:00 避難勧告発出、デイサービスは中止

朝から大雨が降りしきり、川崎市より避難勧告が発出される。デイサービスを中止し、災害対応の準備を開始。

14:00 入居者避難開始

午後には駐車場が浸水しはじめる。14時に2階利用者43名の3階・4階への避難を開始。まずは車椅子の方から避難を開始し、続いてベッドの方を移動し、完了まで2時間を要した。

16:00 建物への浸水始まる

大潮と満潮がかさなった16時には水が玄関入口ドアの土嚢を超え始める。利用者を最優先とし、防災無線やパソコンなどの電子機器や重要書類のみを避難させた。スタッフは帰宅困難者を含め16名で手分けして業務を行った。

17:00 夕食は使い捨て弁当箱を利用

避難作業の混乱の中、17時ごろに夕食の提供を行う。厨房は4階にあるため被害はなく、夕食はライフラインが断たれる前に調理を行うことができ、使い捨て弁当箱にて提供。

17:10 建物内浸水のためライフラインが途絶える



17時過ぎに建物内の泥水の量、水位が増し、ガス・水道・電話内線といったライフラインが途絶える。

19:00 全館停電

多摩川は氾濫危険水位8.4mに達し、総合事務所の中央監視盤の配電盤が浸水し全館停電となった。電気の供給は非常用電源に切り替える。13日の朝食は介護職員、調理員が不足のうえ、電気、ガス、水道、エレベーターが使用できないことから、栄養補助食品の提供をメインと指示。

23:00 非常用電源が停止、1階フロア完全水没

23時には非常用電源も停止。介護職員がランタンや懐中電灯を携えて見回りを強化。100歳の利用者からは「大丈夫だから頑張って。震災の時も大変だったけどなんとかかなるから」と励ましの言葉をいただく。



↑写真2 水没した1階のデリラウンジ

10月13日(日)

4:00 泥水が引いているのを確認

7:00 栄養士がプロパンガスを手配

8:00 **ゼリータイプの栄養食品(スパウト容器タイプ)**を取り入れる

当施設の利用者食事状況

入所利用者120名、ショートステイ利用者常時10名のうち、4割は嚥下レベルが嚥下調整食3以下*の方。食事摂取状況も40名が全介助を必要とする。



【朝食の内容】

●嚥下調整食3以下*の方

ゼリータイプの栄養食品・フルーツゼリー・水分補給ゼリー

●嚥下調整食4以上*の方

お茶・カップタイプの流動食・フルーツゼリー

上記組み合わせで提供。水は備蓄水を使用。

12:00 炊き出しの昼食を提供

朝食を栄養補助食品で対応したことで余裕が生まれ、昼食は炊き出しによる食事を提供することができた。

また、プロパンガスが使えたので1階でスープを作った。



【昼食の内容】

α米山菜おこわ・お粥(レトルト)・ポテトサラダ(レトルト)・肉団子スープ(肉団子はつぶした)・漬物・乳酸菌飲料
嚥下困難者はゼリータイプの栄養食品・プロテインゼリー・水分補給ゼリーを提供

翌日の14日昼食までは、使い捨て弁当箱、割りばし、スプーンを使用。フロアでスープを配膳したり、麺類の献立を白米に変更するなど工夫する。

10月14日(月)

14:00 2階以上の電気・ガス・水道が復旧

エレベーター復旧。

14日の夕食から通常の給食提供が可能になる。

10月15日(火)

午前中 2階の利用者の避難終了

③ 栄養補助食品の再評価

●非常時にも問題なく栄養補助食品を提供

当施設で使用しているゼリータイプの栄養食品とカップタイプの流動食は、栄養面においても信頼感があり、日頃から提供しているため、非常時にも問題なく栄養補助食品を提供できました。介護職員も日頃から栄養補助食品を使い慣れているためスムーズに対応できましたし、利用者からは、「非常時なのだからこれで十分」との声もいただきました。また、ゼリータイプの栄養食品とカップタイプの流動食は、普段から多くの方に美味しいと人気があり、非常時でもほぼ全員に召し上がっていただけました。

*日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013 学会分類2013(食事)

●非常時の対策マニュアルを改訂

当施設では、以前よりローリングストック方式で栄養補助食品を備蓄管理しており、今回、非常食としての有効性を改めて実感しました。特に当初は、嚥下障害がある方の食事は栄養補助食品で対応するという考えでしたが、混乱の極みにある状況下では、落ち着くまで全員の食事を栄養補助食品主体で提供する必要性を実感し、被災以後は「非常時は全員栄養補助食品で対応」するよう災害対策マニュアルを改訂しました。今回は、一部の厨房職員が宿泊待機しましたが、栄養補助食品主体の提供方法で、なおかつスタッフの誰もが食事提供に対応できるようしっかりとした指示マニュアルがあればその必要もなくなると考えています。

●配膳、食事介助も効率的に実施できた

停電でミキサーなどの調理器具を思うように使用出来ない中では、特にゼリータイプの栄養食品がとろみ付けを必要とせず、物性が変わらないので嚥下障害者の非常食として有効でした。通常の食事では、配膳や食事介助に時間がかかりますが、栄養補助食品主体の食事ではそれらを短時間で効率よくこなすことができました。被災したり交通機関の計画運休などで施設に駆けつけられないスタッフがいても、少数のスタッフで安心・安全に提供できたことは大きなメリットと感じました。また、エレベーターが使えない時は、階段を使用し運びましたが、採用しているカップタイプの流動食などは重量が軽いため持ち運びにも便利で、そうした面でもスタッフの負担が軽減されたと思います。

被災してあらためて考える備蓄のあり方

被災前は、非常食の提供は普通食と栄養補助食品の2種類を考えていましたが、実際に被災中の混乱の中では、調理環境も不安定なため、両者を提供する余裕がありませんでした。非常時にはまず1食2食はそのまま提供できる栄養補助食品に決めておくことにより、その後の食事をより安全、安心に提供できると思いました。多くの利用者にゼリータイプの栄養食品とカップタイプの流動食の提供を喜んでいただけたことも、被災時における栄養補助食品導入の有効性の大きな実証となったといえます。

しかし、備蓄食品を日常的に使用していくことはかなりの計画性をもって取り組む必要があります。併せて利用者の身体状況(咀嚼・嚥下状況)にあわせた備蓄食の選定も求められます。膨大な量の備蓄食を管理していくことは簡単な業務ではありませんが、栄養補助食品をローリングストックで活用していくことは、災害対策として必要不可欠な手段であり、今回の事例を通じて自然災害だけでなく人手不足が危惧される感染症クラスター発生時も有効と捉えています。

【みやうちにおける非常食の取り決め】

- ①当施設では災害に備え、災害発生より2食は栄養剤および栄養補助食品による提供を行うこととし、常備している(写真3、4)。
- ②基本としてゼリータイプの栄養食品とカップタイプの流動食を用意し、一覧表にして防災責任者が把握できるようにしている。

氏名	食事形態	提供栄養剤名
(例)〇〇〇〇様	嚥下調整食3	栄養ゼリーA、栄養強化ゼリーB



↑写真3 栄養剤および栄養補助食品の保管場所
一目で賞味期限が確認できるように、外箱に賞味期限を明記している



↑写真4 非常食1食目、2食目と区別して保管

ローリングストック方式のイメージ例

